

2021年2月16日 全7頁

デジタル人民元レポートシリーズ No. 2

デジタル人民元発行に向けた歩みと最近の動向

パイロットテスト、法改正など CBDC の主導権争いで先頭を走る

経済調査部 研究員 中田 理恵
金融調査部 主任研究員 長内 智

[要約]

- 米フェイスブックを中心とした企業連合が発表したデジタル通貨「Libra（リブラ、現ディエム）」の登場を受けて、中央銀行デジタル通貨（CBDC）発行に向けた動きが活発になっている。主要国では、とりわけ中国人民銀行が「デジタル人民元」導入に向けた準備を急速に進めていることが注目される。
- 中国が積極的に進める通貨のデジタル化には、単なる金融サービスへのアクセシビリティ向上に留まらず、人民元の国際化や国内金融における銀行の地位回復、金融リスクに対する管理強化といった戦略も含まれているとみられる。このため、デジタル人民元の動向は、今後の中国における金融の在り方にまで関わる重要なテーマである。同時に、通貨の国際化という観点からは、他国に大きな影響をもたらすことも考えられる。
- 中国政府は、2022 年にも一部地域で試験的にデジタル人民元の運用を開始する旨を公表しており、すでに足元では、一般市民を交えた大規模な実証実験や法改正に向けた動きが進んでいる。当レポートシリーズでは、最新の動向を踏まえつつ、デジタル人民元の基本的な仕組みや導入における狙い、さらに今後注目すべき論点について整理する。本稿（No. 2）では、公式発行に向けた歩みと最新動向を解説する。

シリーズ構成

- No. 1 デジタル人民元の基本的な特徴と仕組み [（レポートリンクはこちら）](#)
小口決済で現金通貨の代替を目指す
現預金や民間デジタルマネーとの違いは何か
銀行等を介して供給される「間接型」発行
（BOX）仲介機関がデジタル人民元の発行主体となるケース
デジタル人民元の具体的な利用手順
「トークン型」と「口座型」のどちらの発行形態か
ブロックチェーン技術の利用には限界あり
- No. 2 デジタル人民元発行に向けた歩みと最近の動向（※本稿）
[中国への圧力となったリブラ構想](#)
[パイロットテストの概要と注目点](#)
[中国人民銀行法改正で「法の穴」を埋める](#)
- No. 3 今、なぜ中国のデジタル人民元が重要か
発行のメリットと着目すべき4つのポイント
（1）人民元の国際化
（2）CBDC の領域における技術・運用面での主導権確保
（3）国境を跨ぐ資金移動の監督強化
（4）国内金融における銀行業の地位回復及び金融リスクの管理強化
（BOX）アント・グループの融資事業はなぜ警戒されたのか
今後注目したい2つの論点（現金通貨はなくなるか、考え得る普及手段）

デジタル人民元レポートシリーズ No. 2 である本稿では、足元におけるデジタル人民元の最新動向として大規模実証実験の内容と中国人民銀行法の改正案における変化を解説する。

中国への圧力となったりブラ構想

中国がデジタル通貨の研究・開発を始めたのは2014年のことであり、周小川前総裁の下で中国人民銀行内にデジタル通貨の専門研究チームが発足した（図表1）。それ以降の出来事としては、中国人民銀行が2016年1月のデジタル通貨セミナーでデジタル人民元の導入について言及したことや、2017年1月にデジタル通貨研究所を正式に設立したことなどが注目される。同研究所は、2018年6月、ブロックチェーン技術の研究を行う「深セン金融科技有限公司」を設立している。中国は、諸外国に比べて早期に中央銀行デジタル通貨（CBDC）の導入に向けた取り組みを開始していたといえるものの、その仕様等の詳細については、あまり明らかにされてこなかった。

こうした中、デジタル人民元についての情報公開に加え、中国以外の各国中央銀行によるCBDCの研究・開発を促進させる起爆剤となったのが、2019年6月に米フェイスブックを中心とした企業連合が突如発表したデジタル通貨「Libra（リブラ）」構想である¹。各国の金融当局は、リブラが国際的な金融システムや通貨システムを不安定化させる要因になり得るとの強い警戒感を示すとともに、民間デジタル通貨に対する規制強化やCBDCの研究・開発促進の動きを活発化させた。

中国では、2019年8月に開催された「中国金融四十人論壇（CHINA FINANCE 40 FORUM）」にて、穆長春氏（当時：中国人民銀行支付決算司副司長、現：中国人民銀行デジタル通貨研究所所長）がデジタル人民元構想について比較的詳しく説明した（前掲、穆（2019））。この講演では、リブラとの違い等についても幾度か言及しており、リブラの処理速度（1,000件/秒）がデジタル人民元の要件とする処理速度（30万件/秒）と比較して劣る点や、リブラが「M0」（中国では紙幣及び硬貨を指す）の代替ではない点を指摘した。

過去に中国は暗号資産（仮想通貨）が資本規制の目をかいくぐり海外へ送金する手段（資金流出ルート）として利用されたという苦い経験があり、それを防ぐために暗号資産（仮想通貨）に対する規制を強めてきた。こうした経緯やリブラ構想の発表から間もなくデジタル人民元構想の詳細が明らかにされたこと、さらにはデジタル人民元の優位性をアピールする発言内容を踏まえると、リブラ構想の発表は、中国政府にデジタル人民元発行の早期化を促す圧力になったとみられる。

2020年に入ると、中国はデジタル人民元の実用化に向けた取り組みをさらに進め、2020年10月に深セン市で大規模パイロットテストを実施した。その後、蘇州市でもパイロットテストを行うなど、主要国のCBDCの主導権争いにおいて、現在、中国が最も先頭を走っていると評価で

¹ なお、リブラは、2020年12月に「Diem（ディエム）」に名称が変更され、その運営団体である「リブラ協会」も「ディエム協会」へと名称が変更された。

きる。また、2022年の北京冬季五輪までにデジタル人民元が正式に発行されるという見方も多く、実際のCBDCの公式発行でも中国が一步先を行く可能性が高い。

図表1 デジタル人民元の歩みと関連イベント

日付	機関	内容
2014年	中国人民銀行	デジタル通貨の専門研究チームを発足。
2016年1月20日	中国人民銀行	中国人民銀行が北京でデジタル通貨セミナーを開催。デジタル人民元の早期導入に言及。
2017年1月29日	中国人民銀行	中国人民銀行が正式に「デジタル通貨研究所」を設立。
2017年9月4日	中国人民銀行等	中国人民銀行等の金融当局がICO（インシャル・コイン・オフリング、新規仮想通貨公開）を禁止すると発表。
2017年末頃	中国人民銀行	中国人民銀行と商業銀行が共同でデジタル人民元のシステムの研究開発を開始。
2018年6月15日	中国人民銀行	中国人民銀行デジタル通貨研究所が「深セン金融科技有限公司」を設立。
2019年6月18日	企業・団体	米Facebookを中心とする企業連合がデジタル通貨「リブラ」構想を発表。 ※2019年10月14日にリブラ協会が正式発足、2020年12月1日に「ディエム」へ名称変更。
2019年8月10日	中国人民銀行	中国金融四十人論壇（CHINA FINANCE 40 FORUM）にて穆長春氏（当時：中国人民銀行支付決済司副司長、現：中国人民銀行デジタル通貨研究所所長）がデジタル人民元の概要を説明。Libraとの違い等についても言及。
2019年10月26日	中国全人代	中国で「中華人民共和国暗号法」が成立、施行は2020年1月1日。
2020年1月21日	各国中央銀行	カナダ銀行、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行、スウェーデン・リクスバンク、スイス国民銀行、国際決済銀行（BIS）が中央銀行デジタル通貨（CBDC）の活用可能性の評価に関する知見を共有するための研究グループを設立。
2020年4月19日	中国人民銀行	中国人民銀行デジタル通貨研究所が深セン市、蘇州市、雄安新区、成都市、北京冬季オリンピック会場にて先行的に利用実験を行うことを発表。
2020年8月14日	中国商務部	商務部が「サービス貿易革新発展試行の全面的深化に関する全体プラン」を発表。先述の先行地区を含む北京・天津・河北、長江デルタ、粵港澳大湾区（広州、仏山、肇慶、深セン、東莞、惠州、珠海、中山、江門の9市と香港、マカオ両特別行政区によって構成される都市圏）と中・西部の条件を満たしたエリアが試行エリアとなることを発表。
2020年10月8日	中国深セン市	深セン市において、デジタル人民元による「紅包（お年玉）くじ」のパイロット・テスト（10/12～18）を実施すると発表。市民5万人にデジタル人民元200元（総額1,000万元）を配布。
2020年10月23日	中国人民銀行	デジタル人民元を法定通貨と定めること等を盛り込んだ「中華人民共和国中国人民銀行法」の改正案についてのパブリックコメント（意見募集稿）を募集。
2020年12月4日	香港通貨当局	香港通貨当局はデジタル人民元を使用した越境決済の可能性について中国人民銀行と協議していることを公表。
2020年12月4日	中国蘇州市	蘇州市において、デジタル人民元のパイロット・テスト（12/11～27）を実施すると発表。
2020年12月31日	中国深セン市	深セン市において、デジタル人民元のパイロット・テスト（2021/1/7～17）を実施すると発表。
2021年1月5日	中国上海市	上海市の病院において、カード型デジタル人民元の利用実験を実施。
2022年2月4日	中国北京市	北京冬季五輪開催（予定）。

（注）全人代は、全国人民代表大会の略。

（出所）中国人民銀行、香港金融管理局、日本銀行、各種資料より大和総研作成

パイロットテストの概要と注目点

一般市民が参加したデジタル人民元の大規模パイロットテストは、現在までに4回実施されている²。各回の概要は図表2の通りである。

第一弾は、2020年10月12～18日に深セン市にて行われた。中国の経済特区の1つである深セン市は、近年、巨大なハイテク都市として成長しており、「中国のシリコンバレー」とも呼ばれている。また、中国人民銀行デジタル通貨研究所が「深セン金融科技有限公司」を同市に設立するなど、デジタル通貨の一大研究拠点となっている。こうした中、デジタル人民元の大規模パイロットテストにおいても同市が先陣を切った格好だ。

深セン市のパイロットテストは、市民5万人に対して、1人当たり200元分（約3,100円 ※2020年10月12日時点の為替レート換算）のデジタル人民元を配布するという内容であった。応募者は専用サイトから事前登録し、四大国有銀行（中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行、中国農業銀行）のいずれの銀行から受け取るかを選択する。当選者は自分のスマートフォンに専用のアプリを入れ、身分証（≒中国のマイナンバーカード）の番号を入力して、デジタルウォレットを開設する。受け取った人民元は対象エリア内の3,389店舗で利用可能とされた。店舗での支払いの際は、自身のスマートフォンに表示させたQRコードを読み取ってもらう形で支払いが完了する。

図表2 パイロットテスト概要

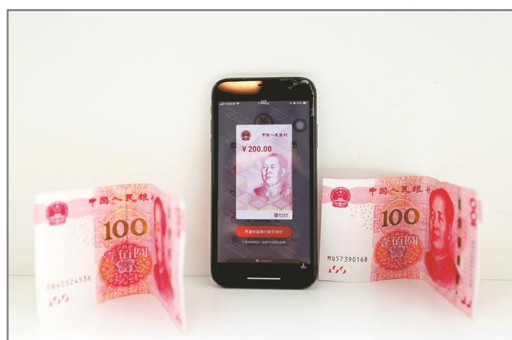
	深セン市①（2020年10月）	蘇州市（2020年12月）	深セン市②（2021年1月）
一人当たり配布金額	200元	200元	200元
配布人数	5万人	10万人	10万人
配布総額	1,000万元	2,000万元	2,000万元
実施期間	7日間（10/12～18）	17日間（12/11～27）	11日間（1/7～17）
参加銀行	四大国有銀行 （中国銀行、中国建設銀行、 中国工商銀行、中国農業銀行）	四大国有銀行+国有銀行2行 （交通銀行、中国郵政儲蓄銀行）	四大国有銀行+国有銀行2行 （交通銀行、中国郵政儲蓄銀行）
実店舗での利用	○	○	○
ECサイトでの利用	×	○	○
オフライン決済	×	○	○
利用可能店舗数	3,389件	1万件弱	1万件余り
実際の使用人数	47,573人	96,614人	-
実際の支払総額	876.4万元	1,896.8万元	1,822.6万元

（注）1人民元＝約15.6円（2020年10月12日時点）。
（出所）深セン市と蘇州市のウェブページ、Bloombergより大和総研作成

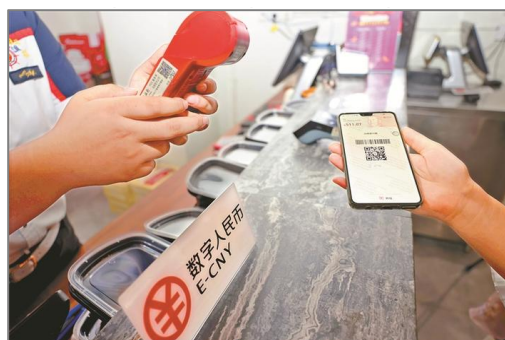
² なお、第四弾は2021年2月1日～9日に深セン市にて実施された。今後も各地で同様のパイロットテストが実施されるとみられる。

深セン市によると、パイロットテストは大きな問題も起こらず、成功裏に終了したとのことであり、デジタル人民元の公式発行に向けて一歩前進したといえる。また、これまで見てきたデジタル人民元の歩みを踏まえると、中国は、2014年以降、デジタル人民元の研究・開発を進める中で着々とパイロットテストに踏み切っており、さらにリブラ構想への警戒感もそれを促進させる一因になった可能性があるだろう。

図表3 深セン市のパイロットテスト（2020年10月）の様子



（出所）深セン市のウェブページ



第二弾は、2020年12月11～27日に蘇州市にて実施され、参加人数が10万人、利用可能な店舗数が1万店舗弱と第一弾から規模が大幅に拡大された。さらに、オフライン決済やECサイトでも利用できるようになるなど、決済機能面で消費者の利用可能な支払方法の拡充がみられた。

とりわけ、スマートフォン同士を接触させて決済するオフライン決済の実験を行ったことが注目される。CBDCの研究・開発では、決済手段の「強靱性（レジリエンス）」という観点から、大災害時など通信環境が確保できない場合のオフライン決済が重要課題とされており、今回の実験はこの分野で中国が他国に先行する形となった。

その後、2021年初から再び深セン市にて第三弾のパイロットテストを実施した。蘇州市でのテストと同様に参加人数や利用可能店舗数が拡大され、ECサイトでの利用やオフライン決済など機能面も拡充された。

現地報道によると、参加者からは、アリペイやウィーチャットペイ等のスマホ決済と概ね同じような使用感との感想が出ている。他方、民間のスマホ決済と比較して割引等の付帯サービスがないため、便益面で劣るとの意見もあった。これまでのパイロットテストでは、抽選に当たればデジタル人民元が無料で配布されるため、消費者の需要は非常に高かった。しかし、今後公式に発行された場合、民間のスマホ決済と比べて使いやすさに差がなく、かつ「お得感」がない中、実際にどの程度の市民が利用するかが一つの焦点となるだろう。

中国人民銀行法改正で「法の穴」を埋める

デジタル人民元の公式発行に向けたもう一つの重要な動きとして、「中華人民共和国中国人民銀行法」の改正が進められている点が挙げられる。2020年10月、中国人民銀行のウェブサイトにて中国人民銀行法の改正草案（意見募集稿）が公表された。そのうち、デジタル人民元に関連する主な変更点は以下の3点である。

まず、1点目は、人民元の定義に従来の現金通貨に加えて、デジタル通貨を含めることである。2点目は、組織や個人による人民元に代わるデジタル通貨の発行禁止である。3点目は、人民元の代替となるデジタル通貨の発行行為に対する罰則である。2点目及び3点目の変更により、今後中国国内では「中央銀行以外による人民元に紐づけしたデジタル通貨の発行（ステーブルコインの発行）」は禁止され、罰則対象となる。また、今後発行されるデジタル人民元は中国国内で流通する唯一の人民元に紐づけされたデジタル通貨となる。

現在、米フェイスブックを中心とする企業連合が発行を計画している「ディエム（旧リブラ）」は、特定の通貨や通貨バスケットに紐づいたステーブルコインとなる。もとよりディエム構想の裏付け資産の候補に人民元は含まれていなかったが、中国人民銀行法の改正法案が通過すれば、中国国内で人民元に紐づいたディエムを発行する道は完全に絶たれることとなる。

おわりに

以上が、デジタル人民元のこれまでの歩みと足元の動向である。中国人民銀行がデジタル通貨の研究に早期に着手して知見を積み重ねてきたことに加えて、スマホ決済の利用率の高さや身分証制度（日本のマイナンバー制度に類似）の高い普及率もパイロットテストの成功につながったとみられる。他方、既存のスマホ決済との差別化ないし共存をどう図るかといった課題も明らかとなった。また、第三者（民間）が発行する自国通貨に紐づいたデジタル通貨をどう扱うべきかといった問題は、現時点でCBDCの発行を計画していない我が国においても今後検討すべき論点となるであろう。

デジタル人民元レポートシリーズ No. 3 ではデジタル人民元の発行における狙いと今後の論点を整理する。

<参考文献>

- 長内智 (2020) 「中銀デジタル通貨覇権争い幕開け～先行する中国と巻き返しに動く先進国連合」、『金融財政ビジネス』(2020. 12. 17)、pp. 4-8
- 長内智 (2021) 「デジタル通貨時代の幕開け」、中央経済社、『税務弘報』(2021年3月号)、pp. 146-147
- 周小川 (2020) 「DC/EPの主なテクノロジーロードマップ及びCBDCとの違い(原題: DC/EP的主要技術路线及与CBDC的区别)」、http://www.cf40.org.cn/news_detail/11461.html
- 中島真志 (2020) 『アフター・ビットコイン 2 仮想通貨 vs. 中央銀行: 「デジタル通貨」の次なる覇者』新潮社
- 中田理恵 (2020) 「中国: 『デジタル人民元』計画の狙いはどこにあるか?」、大和総研コラム (2020年8月24日)、https://www.dir.co.jp/report/column/20200824_010516.html
- 中田理恵 (2020) 「中国: アント・グループ IPO 延期の根本的理由と当局の方針転換」、大和総研コラム (2020年11月30日)、https://www.dir.co.jp/report/column/20201130_010569.html
- 日本銀行 (2020) 「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」
- 穆長春 (2019) 「中央銀行デジタル通貨のデザインと枠組み(原題: 央行数字货币的设计与架构)」
http://www.cf40.org.cn/news_detail/8566.html
- 柳川範之、山岡浩巳 (2019) 「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No. 19-J-1 (2019年2月)
- Alexander Lee, Brendan Malone, and Paul Wong (2020) “Tokens and accounts in the context of digital currencies” FEDS Notes, December 23, 2020